

Ⅲ. 教務事項

1. 履修要項

[1] 課程の修了要件

① 博士前期課程の修了要件

臨床心理学専攻博士前期課程を修了するためには、同課程に2年以上在学し、40単位以上を修得し、特定の課題についての研究報告(註1)を在学期間中に提出してその審査および最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を挙げた者については、同課程に1年以上在学すれば足りる(註2)ものとする。

(註1) 特定の課題についての研究報告は、看護学専攻の専門看護師を目指す者、保健学専攻の専修免許状取得を目指す者および臨床心理学専攻のみに適用される。

(註2) 博士前期課程および博士後期課程における標準年限未満での修了(早期修了)要件はP12記載。

[2] 学位

保健学専攻博士前期課程修了者に「修士(保健学)」、看護学専攻博士前期課程修了者に「修士(看護学)」、臨床心理学専攻博士前期課程修了者に「修士(臨床心理学)」を授与する。

[3] 授業科目および取得すべき単位 (各専攻の科目一覧参照)、および履修申告

① 主科目と副科目

研究科の授業科目は、当該専門分野の授業科目、研究科共通の授業科目および専門看護師を目指す者にあつては専攻共通科目を主科目とし、それ以外の授業科目を副科目とする。

② 授業科目および取得すべき単位

・ 保健学専攻博士前期課程

主科目のうち指導教授の担当科目4単位以上を選択必修、特別研究4単位および研究科共通科目の研究倫理2単位を必修とする。

・ 看護学専攻博士前期課程

専門看護師を目指す者にあつては主科目のうち24単位を必修、専攻共通科目のうち14単位以上を選択必修とする。それ以外の者は、主科目のうち指導教授の担当科目4単位以上を選択必修、特別研究4単位および研究科共通科目の研究倫理2単位を必修とする。

・ 臨床心理学専攻博士前期課程

主科目のうち38単位を必修、研究科共通の研究倫理2単位を必修とする。

③ 同一名称講義科目の履修の注意

同一名称の講義科目(*)を複数履修しても、単位は2単位のみ認定とする。

たとえば「特別講義Ⅰ(〇〇〇〇)」の講義は、(〇〇〇〇)の内容が異なっても、特別講義Ⅰとして2単位のみ認定となる。

④ セメスターで履修すべき最低単位数

各セメスターで履修すべき最低単位数を博士前期課程にあつては2単位とする。

[4] 履修計画の立案および履修申告

履修計画の立案と履修申告にあつては、指導教授あるいは准教授(以下指導教員)の承認を受け、履修計画届書(添付様式)により、

その学期の指定された期日までに行う。また、指導教員は研究指導教員(講師)とともに各院生の研究教育指導計画書(添付様式)を作成し、年度始めに提出する。

[5] 保健学研究科以外での授業科目の履修

① 本学の医学研究科、国際協力研究科および本学以外の大学院などの教育研究施設の授業科目を履修し単位を取得する場合は、事前に指導教員を通じて保健学研究科長に申し出て、研究科の承認を得なければならない(大学院学則第22条の2)。

② なお、この規定により履修した授業科目の単位は10単位を超えてはならない(同第22条の3)。

③ また、この授業科目は副科目とする(研究科履修規程第4条の2)。

[6] 成績評価基準

成績評価基準を、以下のように研究科で統一し、それに沿って各院生の評価を行う。

- ①複数教員が講義を担当する場合は、成績判定責任者をシラバスで明示する。
- ②シラバスで設定されている学習目標の達成状況と考慮し、評価項目とその割合をもとに評価する。
評価項目と割合はシラバスに提示する。例えば、レポート（40%）、口頭試問（60%）など。
それぞれの割合は科目によって異なる。
- ③成績表には、以下のように示される。
S（90点以上100点）、A（80点以上90点未満）、B（70点以上80点未満）、C（60点以上70点未満）、D（60点未満）で評価する。S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

2. 研究倫理

[1] 倫理指針などの遵守

ヒトを対象とする研究では、「ヘルシンキ宣言」、関連する国の倫理指針（「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」）および個人情報保護関連法規など（「個人情報保護法」（基本法＋民間対象）、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」）を熟読し、遵守しなければならない。

[2] 倫理講習会の受講

ヒトを対象とする研究を実施する、あるいは実施する可能性がある院生は、原則として本学倫理委員会主催の倫理講習会を受講しなければならない。

[3] 倫理審査の受審

以下の研究を行う際には倫理審査を受審しなければならない。指導教員が代表者、大学院生が分担者として、保健学部倫理審査委員会に倫理審査を申請し、承認を受けなければならない。

申請にあたっては、保健学部研究倫理規程を参照のこと。

- ①人のゲノム・遺伝子解析を行う研究
- ②遺伝子解析以外の研究で人に由来する試料を用いる研究
- ③人に由来する試料は採取しないが、人を被験者として心電図、脳波、血圧などを測定する研究
- ④人の健康歴や行動に関する調査研究

[4] 研究不正の防止

不正行為は、研究者倫理に背き、研究活動とその成果発表の本質に反するもので絶対に許されない行為であることを銘記しなければならない。不正行為とは、具体的には次の行為をいう。

- ①捏造
存在しないデータ、研究結果などを作成すること。
- ②改ざん
研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果などを真正でないものに加工すること。
- ③盗用
他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること。
- ④二重投稿
同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌などに発表すること。
- ⑤不適切なオーサiership
研究論文の著者リストにおいて著者としての資格を有しない者を著者として含める、若しくは著者としての資格を有する者を除外するなどのこと。

3. 研究報告会

[1] 開催意義

Semesterの終了時に研究の進捗状況を報告する「研究報告会」を大学院教務委員会が主催して開催する。これは、院生自らの研究の中間的なまとめをする場であるとともに、発表やディスカッションの仕方を訓練するというねらいもある。また、他の院生の研究内容についても知ることができ、教員間、院生間およびその双方の間の学問的刺激を誘発させる場でもある。なお、この研究報告会では研究成果が出ているかを性急に問うことはせず、研究目的や方法、結果の統計処理などを十分理解できているか、

結果の解釈に必要な知識の修得ができていないかなどの確認が主体である。また、院生は自分の研究内容を発表することにより、指導教員以外の意見を聞くことができ、他の教員による研究方法などに関するアドバイスなども可能になる。

[2]開催時期と場所

- ①2 セメスター 1月 中間報告：研究計画概要の発表
- ②3 セメスター 6月 中間報告：仮題目に基づく研究内容と進捗の発表
- ③3 セメスター 9月 最終報告
を心理実践実習において行う。

4. 学位論文および特定の課題についての研究報告の作成要領

- ①A4判の用紙に横書きとする。欧文の場合はダブルスペースとする。
- ②学位論文および特定の課題についての研究報告は表紙、要旨、本文、謝辞、文献、英文要旨、表、図の順とする。必要に応じて目次、略号表を追加する。
- ③表紙にはファイルまたは厚紙を用い、論文または特定の課題についての研究報告の題目、著者の学籍番号、氏名および指導教員氏名を記入する。
- ④要旨には論文の概要をA4紙1枚(1,000字程度)にまとめる。
- ⑤本文は原則として、はじめに(研究背景と目的)、方法(対象と方法)、結果、考察、結論の順とする。ただし、特定の課題についての研究報告においては、方法に代えて「症例提示」でも可とする。
- ⑥引用文献の取り扱いは、杏林医学会雑誌の投稿規程に従うものとする。
- ⑦英文要旨(Summary)は400語以内とし、冒頭に論文の題目、氏名を入れる。ただし、特定の課題についての研究報告では、英文要旨は不要である。
- ⑧図表は特に理由のない限り1ページに1つとする。出現順に1、2、・・・とし、本文によらなくても理解できる程度の説明文をつけること。
- ⑨略語は、初回は正式名を用いた後に括弧に入れて書き、2回目以後に使用すること。
- ⑩脚注は特殊な内容について特に説明を必要とする場合に用い、本文の当該部分に括弧を施し、註1)のごとく番号を付ける。番号はページ毎に新たにおこし、通し番号とはしない。
- ⑪製本はファイル綴じ、または糊製本とする。背表紙に論文題目と著者氏名を記す。

5. 学位取得の手続き

[1]博士前期課程(修士課程)

- ①臨床心理学専攻特定の課題についての研究報告の審査要件
博士前期課程においては、2年以上在学し、40単位以上を修得した者、または当該セメスター内にこの条件を満たす見込の者は、特定の課題についての研究報告の審査を受けることができる。
なお、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を挙げた者については、大学院学則第26条により、標準年限未満で修了することができる。
- ②学位申請書類
学位論文または特定の課題についての研究報告の提出に先立って、指定された期日までに、論文または特定の課題についての研究報告の題目申告書(様式1-1または1-2)1部を提出する。
また、所定の期日までに、以下の書類を保健学研究科教務係に提出する。
 - ・学位申請書(学位規程別様式3,4,5のいずれか) 1通
 - ・学位論文または特定の課題についての研究報告(A4判 原本含む) 4部
 - ・学位論文または特定の課題についての研究報告の要旨(様式3) 4部
 - ・履歴書(様式4) 4通
 - ・成績証明書 1通
 - ・論文申請のためのセルフチェック表 1通
- ③学位論文または特定の課題についての研究報告の提出時には提出書類のチェックリストを用いて確認する。
- ④審査終了後には速やかに最終版の学位論文または特定の課題についての研究報告2部を教務係に提出する。

6. 学位論文および特定の課題についての研究報告の発表会^[保健学専攻 看護学専攻]

[1] 学位論文および特定の課題についての研究報告の審査に先立ち、発表会を開催する。

① 2022年度の学位論文発表および特定の課題についての研究報告会開催日

春学期修了予定者：6月4日(土)

秋学期修了予定者：12月10日(土)

なお、開催場所は保健学専攻、看護学専攻両専攻とも井の頭キャンパスである。

[2] 発表および質疑応答時間

修士論文および特定の課題についての研究報告は、発表時間15分、質疑応答10分とする。

博士論文は、発表時間30分、質疑応答15分とする。

[3] 発表は原則としてパワーポイントを用いて行う。補助的に印刷物の配布や図の掲示も許可する。

[4] 発表会に先立ち論文要旨集を印刷、配布する。

7. 特定の課題についての研究報告の審査方法（臨床心理学専攻）

[1] 課題は臨床心理学に関連するものであること。

[2] 特定の課題についての研究報告の審査では、研究課題の背景や目的、課題に関する対象及び方法の設定、考察が適切になされ、研究報告の作成能力が一定水準に達していることを、以下に示す方法で評価する。

[3] 特定の課題についての研究成果の審査項目と方法

下記の各項目すべてにつき4段階（A～D）で判定する。C、Dと判定された部分については修正を要求し、すべての項目がAまたはBの判定となる必要がある。なお、A：優れている、B：問題はない、C：部分的な訂正が必要、D：大幅な修正が必要、とする。

① 研究背景と研究目的

- ・ 課題を設定するに至った背景が適切に記述されているか。
- ・ 先行研究などの背景をふまえて目的が設定されているか。

② 対象及び方法

- ・ 対象及び方法が研究目的を達成するために適切に設定されているか。
- ・ 事例を取り扱わない場合、課題の解決に関する先行研究などの情報が質・量ともに適切に選択されているか。
- ・ 事例を取り扱う場合、事例が適切に選択されているか。
- ・ 事例について課題の目的を達成するための専門的な支援経過や支援内容、その結果が適切に記載されているか。
- ・ 事例発表について関係者の同意を得ているか、必要な倫理審査を受けているか、それが研究成果報告中に記載されているか。

③ 考察・結論

- ・ 課題を設定した目的との関係において、対象及び方法をふまえて適切に考察し、論述されているか。

④ その他

- ・ 研究成果報告の文体が統一され、論理的な文章構成となっているか。
- ・ 研究背景及び目的、研究課題の取り扱い、考察・結論は、バランスがとれた適切な構成となっているか。

8. 特に優れた研究業績を挙げた者の標準年限未満での修了要件(早期修了要件)

[1] 申請の資格要件

① 博士前期課程

- ・ 所定の単位をすでに取得していること。
- ・ 学位論文以外に参考論文として、査読制度のある学術雑誌に院生が筆頭著者として掲載（あるいは掲載が決定）された原著論文が1編以上あること。
- ・ 参考論文は、院生の所属が本学と明記され、かつ、その研究業績の少なくとも一部は大学院在学中

- に行われたものであること。
・指導教授の推薦があること。

[2]手続き

- ①院生は指導教授の推薦状、学位論文、研究業績とともに早期修了希望を文書で申請する。
- ②大学院委員会が、資格要件の適否を審査し、「適」と認められれば、研究科委員会に報告する。
- ③研究科委員会で審議。承認された場合は論文審査委員、公開発表日を決定する。
- ④学位審査を行う。(以降、標準年限での学位審査と同様)

9. その他の特記すべき事項

[1]入学時、修了時調査と学期末授業評価アンケートの実施

大学院運営の改善などの参考にするため、入学時、修了時、学期末授業評価アンケート（添付様式）を実施している。それぞれの提出期限までに教務係に提出すること。

[2]大学院生室

大学院生室が保健医療教育棟地下1階に用意されている。

- ・大学院生は自由に使用可とする。
- ・貴重品はロッカーで管理すること。
- ・使用時間【平日】8：00～20：00 【土曜】8：00～18：00

※平日18：00以降、土曜日13：00以降に使用する際は、予め指導教員にその旨を伝えておくこと。

